

経税部
だより

2018年分 年末調整の要点解説

税理士 西村 博史

今年度、年末調整は主に次の3点の変更が行われました。

第一に、用紙と記載事項の変更。第二に、配偶者控除の変更。第三に配偶者特別控除の変更です。変更点を中心に年末調整の要点を解説します。

税務上、収入と「所得」は異なります。給与収入だけの場合、給与所得控除を差引して「所得」を求めます。年間給与収入103万円以下であれば、給与所得控除は65万円となり、「所得」38万円以下となります。以下主に給与収入を例に変更点を解説します。

用紙(様式)の変更 用紙は3種類に

従来は、扶養控除等申告書(マル扶)と保険料控除申告書(マル保)の2種類でした。今年度控除兼配偶者特別控除申告書(マル保兼マル配)の2種類です。今年度

図1 年末調整に必要な様式書類の変更

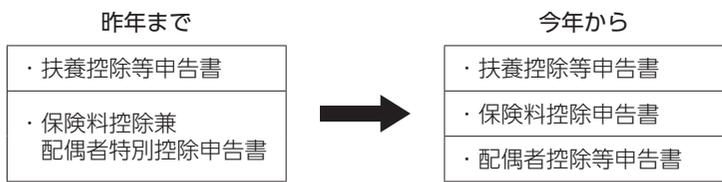


表1 2018年分の給与所得控除額

給与等の収入金額	給与所得控除額
180万円以下	収入金額×40% (650,000円に満たないときは650,000円)
180万円超 360万円以下	収入金額×30% + 180,000円
360万円超 660万円以下	収入金額×20% + 540,000円
660万円超 1,000万円以下	収入金額×10% + 1,200,000円
1,000万円超	2,200,000円(上限)

表2 配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額

配偶者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の給与等の収入金額)	給与所得者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の給与等の収入金額)			【参考】 配偶者の収入が給与所得だけの場合の配偶者の給与等の収入金額
	900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下)	
配偶者控除 配偶者の合計所得金額 38万円以下	38万円	26万円	13万円	1,030,000円以下
	老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円
配偶者特別控除 配偶者の合計所得金額 38万円超85万円以下	38万円	26万円	13万円	1,030,000円超 1,500,000円以下
	85万円超90万円以下	36万円	24万円	1,500,000円超 1,550,000円以下
	90万円超95万円以下	31万円	21万円	1,550,000円超 1,600,000円以下
	95万円超100万円以下	26万円	18万円	1,600,000円超 1,667,999円以下
	100万円超105万円以下	21万円	14万円	1,667,999円超 1,751,999円以下
	105万円超110万円以下	16万円	11万円	1,751,999円超 1,831,999円以下
	110万円超115万円以下	11万円	8万円	1,831,999円超 1,903,999円以下
	115万円超120万円以下	6万円	4万円	1,903,999円超 1,971,999円以下
	120万円超123万円以下	3万円	2万円	1,971,999円超 2,015,999円以下
	123万円超	0円	0円	2,015,999円超

(注) 給与所得者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることができません。

控除等申告書(マル扶)、保険料控除申告書(マル保)、配偶者控除申告書(マル配)の3種類となります(図1参照)。

配偶者控除の変更点と 配偶者控除等申告書の記載事項

①従来は、配偶者の所得金額だけで配偶者控除の金額を決定していました。今回の年末調整からは、従業員の所得金額が高い場合、配偶者控除が制限されることになりました。従業員の所得が900万円

②従来は、配偶者の所得(給与収入1120万円)を超える場合は配偶者控除の額は減額され、1000万円(給与収入1220万円)を超えると配偶者控除はゼロとなります。従来は、従業員の所得金額が900万円以下の場合、

配偶者控除と配偶者特別控除の変更により記載内容が複雑になったことにより、新たに配偶者控除等申告書が独立して設けられたものです。

従来どおり配偶者の所得で判定

④配偶者控除は、従業員に配偶者がいる場合に、その配偶者の所得が年間38万円(給与だけの場合は年間給与収入103万円)以下の場合、従業員は給与所得から一定の控除を受けることができます。配偶者の給与収入が150万円以下なら

配偶者特別控除の変更点

①配偶者の所得が38万円(給与収入103万円)を超えたとしても、一定の所得までは急に税額がアップしないように段階的に適用される控除が配偶者特別控除です。

②従来は、配偶者の給与収入105万円未満なら配偶者特別控除満額38万円を控除できました。今回の年末調整からは配偶者の給与収入が150万円を超えれば配偶者特別控除の適用範囲が拡大することになります。

③従業員と同一生計である配偶者(民法上の配偶者であること(内縁は含まない))、青色事業専従者、白色事業専従者でないこと(以下「配偶者」として)

従業員に伝えるべき変更点は何か

①従業員から提出された各種申告書の記載内容について、例えば扶養親族の所得が実際と異なったなど、事実と相違があった場合、税務署から扶養控除等の誤りについて通知がある場合があります。この場合には、事業者が従業員から改めて本来の税額との差額を徴収し、税務署に納税することになります。税務

税法上の配偶者とは

①民法上の配偶者であること(内縁は含まない)
②他の人の扶養親族となっていないこと
③従業員と同一生計であること
④給与の支払いを受けること
⑤青色事業専従者、白色事業専従者でないこと

年末調整の対象者となるか 否かの判定

年末調整の対象者となるかどうかの判定をする

その他の注意事項

①従業員から提出された各種申告書の記載内容について、例えば扶養親族の所得が実際と異なったなど、事実と相違があった場合、税務署から扶養控除等の誤りについて通知がある場合があります。この場合には、事業者が従業員から改めて本来の税額との差額を徴収し、税務署に納税することになります。税務

②従業員から個人番号(マイナンバー)の記載がない各種申告書の提出があったとしても、年末調整の効果や計算には一切影響がありません。

(終わり)

大阪府保険医協同組合オリジナルツアー COCO旅
冬の幻想に出会う3日間
北海道オリジナルツアー

「COCO旅」とは、「ここにしかない旅」をテーマに大阪府保険医協同組合が東武トップツアーズと提携し、企画した会員・組合員だけのオリジナルツアーです。

旅行期間▶2019年2月22日(金)~24日(日)

旅行代金▶149,000円(和室4名様1室利用の場合)
大人お一人様 159,000円(和室2名様1室利用の場合)

締切日▶2018年12月21日(金)※定員になり次第締め切らせて頂きます。
詳細は大阪府保険医協同組合ホームページをご覧ください。

大阪府保険医協同組合 〒556-0021 大阪市浪速区幸町1-2-34 大阪府保険医協同組合 検索
TEL: 06-6568-2741 担当: 沖田、新飯田、白山